

議案第183号

## 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第73条第4号中「第61条第2項」を「第61条第4項」に改める。

第82条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。